

福島県におけるNPO,企業等による海岸防災林の植樹等の受入れの流れ

時期(標準)		(海岸防災林の管理者)	(コーディネーター)	(植樹実施者)
秋期	春期	県(森林管理署)	森林・林業・緑化協会	NPO・企業等
～1月	～7月	1. 提供できる場所及び区画の連絡	→	
2～4月	8～10月		2. ホームページ等における植樹実施者の募集 <small>＜募集要領の内容＞ ・応募者の要件 ・活動希望申請書(全体計画案) ・募集期間(30日以上) など (国有林フィールドは署とリンク)</small>	→
		(森林管理署へ直接) (以下4～10、国有林は独自の扱い)	←	3. 応募 ・活動希望申請書(別紙1)
5～6月	11～12月	民有林	←	4. 選定 (案の提示、県の意見聴取)
			←	5. 意見聴取
		提言	→	(応募多数の場合に選定審査委員会設置)
7月	1月	県へ (候補者決定通知)	← → →	6. 植樹実施者の候補者の決定通知 ----->
8～9月	2～3月	7. 協定の締結、県・植樹実施者・協会(森林管理署・植樹実施者)		
				全体活動計画書(別紙様式1)
実施の30日前まで				8. 活動実施の連絡(活動実施計画) (別紙様式2)
10～11月	3～5月	9. 活動実施への支援 (地元自治体等へ事業説明、植樹・安全指導等)		
		(実績報告の写し)	← →	民有林 年間事業の取りまとめ
12月	6月	11. 活動実績の公表等		

※協定の期間中の活動は8～11の繰り返し。

※活動内容等から単年度での活動が適当な場合には、協定締結を行わず1～6及び8～11の手順とする。

※国有林については、2の募集以降は国有林の取扱いにより行う。ただし、6と10は協会に報告する。